

令和2年9月23日

領事メール

【件名】【大使館からのお知らせ】オマーンにおける新型コロナウイルスの状況・対策（第61号）

【ポイント】

○オマーン政府の新型コロナウイルス対策高等委員会は、（１）ドファール県封鎖を10月1日に解除、（２）有効な在留資格を持つ外国人の帰国は一定の条件のもと10月1日より許可、（３）公共交通機関を9月27日から順次再開するとしました。
○オマーン政府高官は、一定の条件のもと10月1日に陸の国境の解禁が予定されていると発言しました。

○一部報道で、「ショッピングモールにおけるノースリーブス、ショートパンツ(スカート)等の禁止」について報じられましたが、当館より関係機関に確認したところ、規制は決まっていないとのことでした。

【本文】

在留邦人、たびレジ登録のみなさまへ

1 9月22日、オマーン政府の新型コロナウイルス対策高等委員会は、議長の内務大臣主宰で会合し、同国における新型コロナウイルスのパンデミック対策につき通常の生活に戻るための措置等を発表しました。報道によれば概要以下のとおりです。

（１）ドファール県の感染状況を鑑み、同県の封鎖を10月1日に解除。

（２）有効な在留資格を持つ外国人の帰国について、到着時のPCR検査結果の提出と14日間の隔離措置を条件に10月1日より許可。

（３）運輸・情報・通信技術省は、同委員会による承認を受け、公共交通機関の営業再開を発表。各都市間の運行は9月27日、マスカット市内の運行は10月4日、サララ市内の運行は10月18日にそれぞれ再開。感染予防措置として、運行の開始前と終了後におけるバスの消毒、乗客乗車の際の体温測定、乗車中のマスク着用、バス内での手指消毒剤の提供が求められる。

（４）オマーン国内及び世界各国で、多くの感染者及び死者をもたらしており、新型コロナウイルスの感染第2波への懸念が強まっている。すべての個人は、自分自身、家族、およびコミュニティを感染から保護する責任があり、関係当局による指示と予防策を遵守するよう求める。

2 23日の当地報道によれば、オマーン政府高官の発言として、10月1日に陸の国境も解禁が予定されており、オマーン人のみならず、非オマーン人についても入出国が可能であるが、PCR検査の受検及び14日間の隔離措置が必須としている。

3 20日の一部報道で、「ショッピングモールにおけるノースリーブス、ショートパンツ(スカート)等の禁止」について報じられましたが、当館より関係機関に確認したところ、「規制も視野に検討しているところであるが、現時点では規制対象ではない」との回答でした。

つきましては、当館として以下のとおりみなさまのご協力をお願い申し上げます。

○モールへの入店は、あくまで管理権の範疇となりますので、管理者(店長等)から「その服装では入れない」と言われた場合は、素直に指示に従ってください。

○オマーンは、外国人の服装について極めて寛容ですが、オマーンの文化・宗教を尊重し、最低限マナーある服装に努め、不要なトラブルを回避してください。

4 9月15日～23日のオマーン保健省の発表を取りまとめると、14日に438件、15日に536件、16日に557件、17～19日に1,722件、20日に576件、21日に660件、22日に628件の新規感染を記録し、22日までの累積感染症例数は95,339件(死亡件数は875件、治癒件数は86,482件、治癒率90.7%)、22日の入院件数は519件(新規64件、ICU190件)です。

5 成田空港では8月3日から新型コロナウイルスの水際対策として、唾液を使った抗原検査の運用が開始されております。詳細は、以下のホームページでご確認下さい。
○厚生労働省成田空港検疫所ホームページ(成田空港から入国する際の検疫手続きについて)

https://www.forth.go.jp/keneki/narita/soumu/pdf/202008_kensa-nagare.pdf

○厚生労働省ホームページ(水際対策の抜本的強化に関するQ&A)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html

6 ご自身の健康とオマーン国内での感染拡大防止のため、不要不急な外出は避けて、外出時にはマスク着用を忘れずに(公共の場でのマスク不着用に対する罰金は100オマーンリアル)、十分な感染予防に引き続き努めてください。

(新型コロナウイルスの感染・疑いがある場合は、必ず当館まで御一報ください。)

(問い合わせ先)

在オマーン日本国大使館

—住所: Villa No. 760、 Way No. 3011、 Jamiat Al-Duwal Al-Arabiya Street、 Shati Al-Qurum

—電話: (+968) 24601028

—FAX: (+968) 24698720

—ホームページ: https://www.oman.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>